

していしゅうろうけいぞくしえん B がた
さくらワークス (指定就 労 継続支援 B 型)

じゅうようじこうせつめいしょ
重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する就 労 継続支援 (B 型) サービス提供開始にあたり、厚生労働省

れい もとづいてとうじぎょうしょ せつめい ないよう つぎ とおり
令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

さーびす ていきょう じぎょうしゃ
1. サービスを提供する事業者

な しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん けいせんかい 社会福祉法人 恵泉会
ところ ざい ち 所 在 地	みやぎけん と め し はさまちょうさぬまあざえあい3ちょうめ 宮城県登米市迫町佐沼字江合3丁目16-2
でんわばんごう 電話番号	0220-22-1160
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう まつざか かつし 理事長 松坂 勝司
せつりつねんがっぴ 設立年月日	しょうわ 昭和48年 5月21日

りようしせつ
2. 利用施設

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していしゅうろうけいぞくしえん B がた じぎょうしょ 指定就 労 継続支援 (B 型) 事業所 へいせい19ねん 1がつ 1にちしてい 平成19年 1月 1日指定
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称 (事業所番号)	さくらワークス じぎょうしょばんごう 事業所番号 0411200249
じぎょうしょ しょうざいち 事業所の所在地	みやぎけん と め し とうわちょうよねかわあざにしつなぼく 宮城県登米市東和町米川字西綱木6-1
れん らく さき 連 絡 先	電話番号 0220-45-2280 ファックス 0220-45-2530

かんりしゃ 管 理 者	さくらワークス かんりしゃ 管理者
さーびすじっしちいき サービス実施地域	とめし 登米市
しゅたいしょうしゃ 主たる対象者	ちてきしょうがいしゃ 知的障害者
さだむ 定 員	30名
かいせつねんがっぴ 開設年月日	平成19年 1月 1日

3. さーびす もくてき うんえいほうしん サービスの目的・運営方針

もく てき 目 的	つうしょ しゅうろう せいさんかつどう きかい ていきょう いっぱんしゅうろう 通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労 ひつよう ちしき のうりよく たかまったもの いっぱんしゅうろうとう いこう むけて に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて しえん 支援します。
うんえいほうしん 運営方針	かんけいほうれい じゅんしゅ た しゃかいしげん れんけい はかったてきせいかつ 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの こまか しゅうろうけいぞくしえん Bがた さーびす ていきょう 細かな就労継続支援（B型）のサービスを提供します。

4. さーびすにかかわるしせつ せつびとう がいよう サービスに係る施設・設備等の概要

(1) し せつ 施設

たて もの 建 物	こう ぞう 構 造	てつきんいちぶもるたるづくり 2かいだて 鉄筋一部モルタル造 2階建
	しきちめんせき 敷地面積	485.50㎡
	のべゆかめんせき 延べ床面積	485.50㎡

(2) 主な設備

	へやかず 部屋数	び 備 考
くんれん さぎょうしつ 訓練・作業室	2しつ 2室	1かい1しつ 2かい1しつ 1階1室 2階1室
そうだんしつ 相談室	1しつ 1室	
せんめんせつび 洗面設備	あり 有り	1. 6へいほうめーとる 1. 6 m ²
べん じょ 便 所	あり 有り	だんせいよう じょせいよう 男性用、女性用

とうじぎょうしょ
当事業所では、こうせいろうどうしょう
厚生労働省のさだめるしていきじゅん
定める指定基準をじゅんしゅ
遵守しいじょう
以上のしせつ
施設・せつび
設備をせつち
設置
しています。

5. サービス提供職員の設置状況

しよく しゅ 職 種	しよくいんすう 職員数	していきじゅん 指定基準
かんりしや 管理者	1人	1人
サービス管理責任者 かんりせきにんしや	1人	1人
目標工賃達成指導員 もくひょうこうちんたっせいしどういん	ひつようすう 必要数	ひつようすう 必要数
しよくぎょうしどういん 職業指導員	3にんいじょう 3人以上	3にんいじょう 3人以上
せいかつしえんいん 生活支援員		

とうじぎょうしょ
当事業所では、こうせいろうどうしょう
厚生労働省のさだめるしていきじゅん
定める指定基準をじゅんしゅ
遵守ししていしょうがいふくし
指定障害福祉サービス
を提供する職員として、上記の職種
の職員をはいち
配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤

職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

(1) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
職業指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

(2) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日及び

冬季休暇12月29日～1月3日の間は休業）

※夏期休暇、冬期休暇、祝日も場合により開所いたします。

営業時間：8：30～17：15まで

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容

<p>そうだんおよびえんじょ 相談及び援助</p>	<p>りようしゃおよび かぞく きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じょうきょうとう 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等</p> <p>はあく てきせつ そうだん じよげん えんじょとう おこないます を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。</p>
<p>くん れん 訓練</p>	<p>いっばんしゅうろう ひつよう ちしき のうりょく こうじょう ひつよう くんれん 一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を</p> <p>おこない 行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。</p>
<p>せいさんかつどう 生産活動</p>	<p>せいさんかつどう きかい ていきょう 生産活動の機会を提供します。</p> <p>① じゅたくかこう ぐつ ずせいさく こんぼう けんびんさぎょう 受託加工（グッズ製作、梱包・検品作業など）</p> <p>② じゅたくさぎょう しせつかんきょうせいび こんてなせんじょう 受託作業（施設環境整備、コンテナ洗浄など）</p> <p>③ がいぶいっばんさぎょう しせつがいしゅうろう くさかりさぎょう 外部一般作業（施設外就労、草刈作業など）</p> <p>こうちん しはらい 〈工賃の支払〉</p> <p>じょうきせいさんかつどう じぎょうしゅうにゅう ひつようけいひ さしひいたがく 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額</p> <p>そうどう きんがく こうちん せいさんかつどう じゅうじ りようしゃ に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者</p> <p>しはらいます に支払います。</p>
<p>じっしゅうおよび 実習及び</p> <p>きゅうしょくかつどうとう 求職活動等</p> <p>しえん の支援</p>	<p>こうきょうしょくぎょうあんていじょ しょうがいしゃしゅうろう せいかつしえん せんたーとう かんけい 公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係</p> <p>きかん れんけい とりながら しょくばじっしゅう じっし きゅうしょくかつどう しえん 機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援</p> <p>じっししょくばていちゃく ため しえん おこないます の実施職場定着の為の支援を行います。</p>
<p>じぎょうしょがいしえん 事業所外支援</p>	<p>じょうじさーびす りよう りようしゃ しんしん じょうきょう へんか 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化に</p> <p>より、5にちいじょうれんぞく りよう ばあい きょたく ほうもん より、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して</p> <p>りようじょうきょう かくにん つき2かい げんど どうい うえ しえん 利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を</p>

	おこないます 行います。
けんこうかんり 健康管理	にちじょうせいかつじょうひつよう 日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理 きろく おこないます 、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療 き つうじてけんこうほじ 機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
そうげい 送迎サービス	じりき つうしょ むずかしいばあい 自力での通所が難しい場合また、支援の必要に応じて送迎を おこなって 行っています。

(2) くんれんなどきゅうふひたいしょうがいさーびすないよう
訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
せいさんかつどうとう 生産活動等	せいさんかつどう おこなううえ 生産活動を行う上でかかる費用で、負担して いただく てきとう 頂くことが適当であるものに係る費用を いただきます 頂きます。	じっぴ 実費
しゅうろう むけて 就労に向けて しえん ひつよう の支援に必要 しょけいひ な諸経費	しゅうろう じっしゅう むけて しえん 就労や実習に向けての支援のうち負担して いただく てきとう 頂くことが適当であるものに係る費用を いただきます 頂きます。	じっぴ 実費
しゃかいせいかつじょう 社会生活上の	にちじょうせいかつ ひつよう ぎょうせいきかんとう 日常生活に必要な行政機関等への手続き等に りようしゃ かぞく おこなう について、利用者または家族が行うことが困難な こんなん	じっぴ 実費

べんぎ きょうようとう 便宜の供与等	ばあい りようしゃ どうい 場合、利用者の同意をえて代行します。	
そのた その他	サービス提供記録等の複写代	1枚 10円

サービス概要

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス

管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは

利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働

大臣の定める額）のうち、所得区分に応じた市町村からの支給決定に基づいた

金額を請求し、お支払いいただきます。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」

の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下の

方法でお支払い下さい。

① 事業所窓口での現金支払い

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者

の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については

契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9：15～午後16：15です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整

や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人

情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応・協力医療機関

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

医療機関の名称	よねかわしんりょうしよ 米川診療所		
医院長名	きむら こういち 木村 康一		
所在地	とめ しとうわちやうよねかわ じちやうしも 登米市東和町米川字町下59-1		
電話番号	0220-45-2301		
診療科	ないか 内科	にゆういんせつび 入院設備	なし 無

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

とうじぎょうしょ 当事業所	<ul style="list-style-type: none"> くじょううけつけたんとうしゃ ・苦情受付担当者 かんりしゃ 管理者
ごりようそうだんまどぐち ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> くじょうかいけつせきにしや ・苦情解決責任者 しせつちよう 施設長 ごりようじかん ・ご利用時間 8 : 30 ~ 17 : 15 でんわばんごう ・電話番号 0 2 2 0 - 4 5 - 2 2 8 0 F A X 0 2 2 0 - 4 5 - 2 5 3 0 たんとうしゃ ふざい ばあい ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出くだ さい。
うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> みやぎけんせんたいしあおぼくほんまちさんちようめ ・所在地：宮城県仙台市青葉区本町三丁目7-4 でんわばんごう ・電話番号：0 2 2 - 7 1 6 - 9 6 7 4 ・F A X：0 2 2 - 7 1 6 - 9 2 9 8

(2) 第三者委員の設置について

ほんじぎょうしょ ちいき おすまい ほう だいさんしゃいいん せんにん ちいきじゅうみん
本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の

たちば ほんじぎょうしょ たいする ごいけん ひょうか
立場から本事業所に対するご意見・評価などもいただいております。

ほんじぎょうしょ くじょう ごいけん だいさんしゃいいん そうだん
本事業所への苦情やご意見は第三者委員に相談することもできます。

だいさんしゃいいん 第三者委員	まつ むら ただし 松 村 正	*****-***-*****
	ちば ますみ 千葉 ますみ	*****-***-*****
	いとう ひろし 伊藤 浩	*****-***-*****

11. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだめる しょうぼうけいかくしょ たいおう 別途に定める、消防計画書により対応いたします。
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだめる しょうぼうけいかくしょ のつとり ねん2かい ひなん ぼうさい ・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災 訓練を、利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	しょうかき あり ・消火器 有 しゅどうべる あり ・手動ベル 有

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

せつび きぐ りよう 設備・器具の利用	じぎょうしょない せつび きぐ ほんらい ようほう 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用く ださい。これに反したご利用により破損が生じた場合、 ばいしょう 賠償していただくことがあります。
きつ えん 喫煙	しよてい ばしょ きつえん 所定の場所で喫煙してください。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん りようしゃ せきになん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 じ こ かんり のできない りようしゃ 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設 もちこまないと おねがい に持ち込まないようお願いいたします。
けいやくしゃ または その 家 族による著しい迷 惑行為(カスタマーハ ラスメント)	い か こうい おこなわない 以下の行為は行わないようにしましょう。 ①身体的な攻撃 (殴る、蹴る、物を投げつけるなど) ②精神的な攻撃 (暴言・脅迫、大声で怒鳴るなど) ③セクシャルハラスメント しんたいてきせつしよく こういてき たいど ようきゆう (身体的接触、好意的な態度の要求など)

	<p>④ <small>ふとう ようきゅう どげざ しいるかじょう さーびす せいきゅう</small> 不当な要求（土下座を強いる過剰なサービスの請求）</p> <p>⑤ <small>けいぞくてき しつよう げんどう なんと おなじようきゅう くりかえす しつ</small> 継続的・執拗な言動（何度も同じ要求を繰り返す、執拗な苦情）</p> <p>⑥ <small>こうそくてき こうどう ちょうじかんでんわ こうそく</small> 拘束的な行動（長時間電話で拘束するなど）</p>
<p><small>しゅうきょうかつどう せいじ</small> 宗教活動・政治</p> <p><small>かつどう えいりかつどう</small> 活動、営利活動</p>	<p><small>りようしゃ しそう しんこう じゆう た りようしゃ たいする</small> 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する</p> <p><small>しゅうきょうかつどう せいじかつどう および えいりかつどう ごえんりよ</small> 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>

13. みやぎけんふくしき さーびす だいさんしゃひょうか じっしじょうきょう 宮城県福祉サービスによる第三者評価の実施状況 実施なし

※ ただし ほうじんないだいさんしゃいん さーびすひょうか まいとじっし 但し、法人内第三者委員によるサービス評価は毎年実施しております。

令和 年 月 日

していしょうがいしゃふくしき さーびす しゅうろうけいぞくしえん Bがた わーくす ていきょうおよび 指定障害者福祉サービス就労継続支援（B型）さくらワークスの提供及び

りよう かいし さいし ほんしょめん もとづきじゅうようじこう せつめい おこないました 利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしょめい 事業所名：さくらワークス

せつめいしゃしょくめい 説明者職名： _____

しめい 氏名 _____

事業者 所在地 宮城県登米市迫町佐沼字江合 3-16-2

名称 社会福祉法人 恵泉会

代表者 理事長 松坂 勝司 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労継続支援

(B型) さくらワークスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意
しました。

利用者住所： _____

氏名： _____ 印

身元保証人住所：

氏名： _____ 印

続柄： _____